

紀 要

第 27 号

2014. 3

公益財団法人滋賀県文化財保護協会

古代の開発と神社本殿遺構

—金貝遺跡の調査より—

内田保之

1. はじめに

東近江市野村町に所在する金貝遺跡において、平成20年度のは場整備事業に伴う発掘調査で、古代の三間社流造の神社本殿とみられる建物遺構が見つかった。筆者は、現地発掘調査の直接の担当者ではなかったが、周辺地域の調査を行った経験があり、また当該調査の整理調査を行い報告書をまとめる機会に恵まれた。その時の報告書では、「まとめ」の中でこの神社遺構と当該地域における土地開発という点にスポットをあて考察を行った(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2010)。本報告書を刊行して数年たつが、考察した内容の一部に事実誤認があったことに気づいた。また、神社と土地開発についていくばくかの新知見を得ることができたので、この場を借りて再考していきたいと思う。なお、本神社遺構についての建築学的視点からの考察は黒田龍二によりなされているので、この点についてはそちらを参照されたい(黒田2010・2013)。

2. 三間社流造神社本殿遺構

まず、金貝遺跡でみつかった三間社流造神社本殿遺構について確認していきたい。

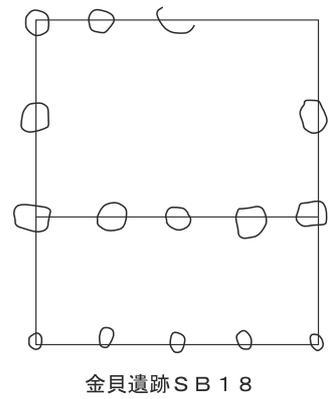
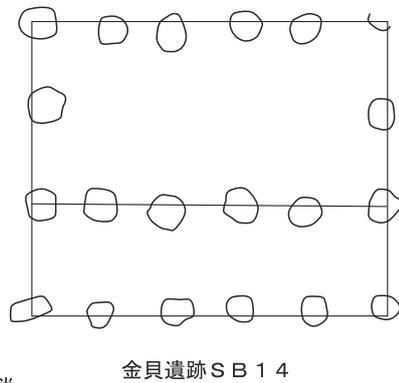
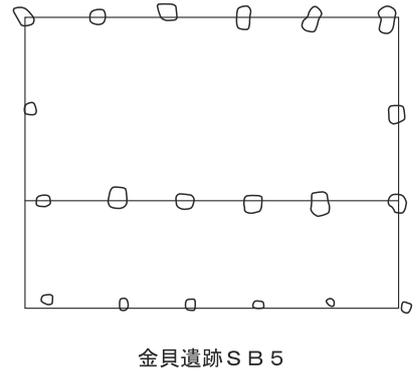
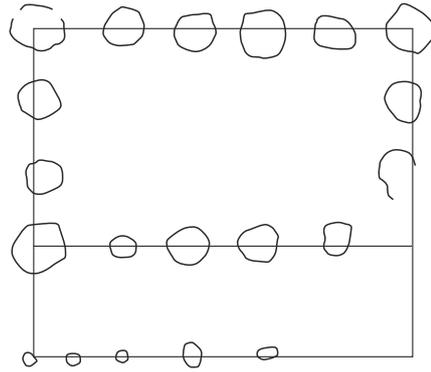
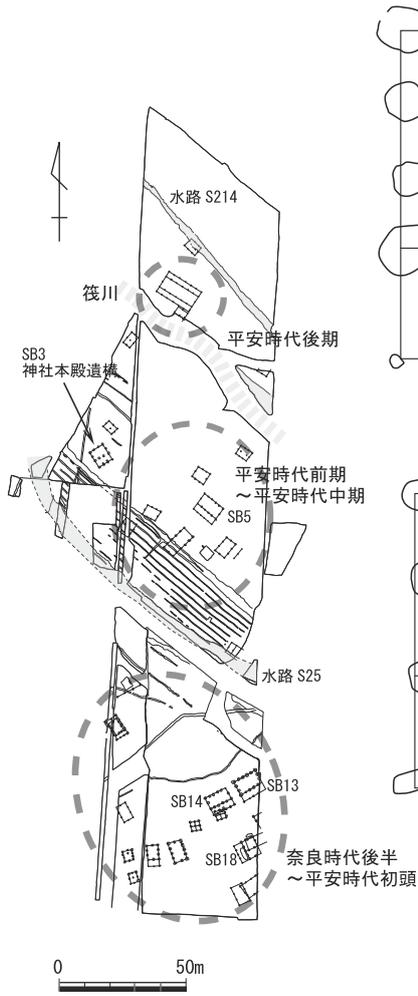
この神社本殿遺構が見つかった金貝遺跡は、愛知川中流域の扇状地上に立地する奈良時代から平安時代を中心とする時期の集落遺跡である。周囲にも同時代の遺跡が展開している。

神社本殿遺構は、は場整備に伴う調査の第1区SB3と名付けた掘立柱建物である。このSB3掘立柱建物の概要を報告書にしたがって記すと以下のとおりである。平面規模は、3間(6.0m)×2間(4.1m)の身舎の南東側に2.9mの底を持つ。建物の主軸方位はN32°W。身舎部分の柱間寸法は梁行、桁行ともに2m前後となり、柱掘り方の平面形は隅丸方形を呈し、一辺50cm～95cm、深さは遺構検出面より19cm～60cmを測る。各柱穴には柱痕が確認され、そこから直径20cm～30cmの柱が用いられたものと推定される。また、抜き取り痕の可能性のあるものも2基みられる。本建物遺構が通常の掘立柱建物と異なるところは2点ある。

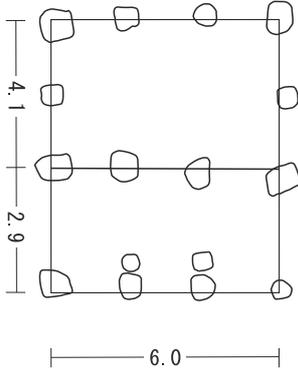
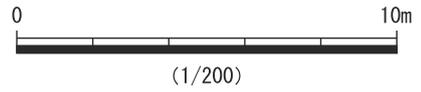
1点目は、庇中央2基の柱穴の内側に接するように検出された2基の柱穴の存在である。この柱穴の平面形は他の柱穴と同様に隅丸方形を呈するが、一辺41cmから52cmと小振りで、深さは遺構検出面より30cm・23cmとなる。柱痕も確認されており、それぞれ直径15cm・19cmとこれも他の柱痕に比べてやや小振りとなる。埋土はいずれの柱穴とも大差ない。

2点目は、庇の長さにある。本建物遺構では、身舎の梁行柱間寸法が2m前後となるのに対し、庇の長さはおよそ3mと身舎間の寸法の1.5倍となる。これは通常の庇付掘立柱建物に比べて長い。同じ金貝遺跡で検出されたものをみると、本建物遺構の西側で検出されたB区SB5では、5間(9.5m)×2間(5.1m)の身舎に1面の庇が付くが、身舎の梁行柱間寸法が2.4m～2.7mに対して、庇の長さは2.6mとほぼ変わらない。9世紀後半から10世紀前半頃の建物である。南側のH区で検出されたSB13は、5間(9.8m)×3間(5.8m)の身舎に1面の庇が付くが、身舎の梁行柱間寸法が1.8m～2.1mに対して、庇の長さは2.9mと約1.5倍の長さとなり、SB3神社本殿遺構と同じ比率となる。8世紀後半の建物である。SB14は、5間(9.1m)×2間(4.8m)の身舎に1面の庇が付くが、身舎の梁行柱間寸法が2.4m～2.5mに対して、庇の長さは2.8mと約1.2倍の長さとなる。8世紀後半の建物である。SB18は、4間(7.5m)×2間(5.0m)の身舎に1面の庇が付くが、身舎の梁行柱間寸法が2.5mに対して、庇の長さは3.3mと約1.3倍とやや長い。8世紀後半の建物である。B区のSB5に比べてH区の3棟は身舎の柱間に対して庇が長くなり、特にSB13では神社遺構の比率と大差ない。柱間寸法のみをみると、SB3神社本殿遺構はH区の3棟に比べて飛び抜けて庇が長いとはいえないが、身舎の梁行と庇の長さの比較も加味すると、その長さは際だってくる。SB13は、梁行5.8mに庇2.9mと、庇は梁行の50%の長さとなる。SB14は、梁行4.8mに庇2.8mと同じく58%の長さ。SB18は、梁行5.0mに庇3.3mと66%。一方、SB3神社本殿遺構は70%である。SB13の身舎と庇の柱間寸法の比率が神社本殿遺構のものに比べて大差がないのに、梁行と庇の比率では大きく異なるのは、SB13の身舎の梁行の長さの割には柱の数が多く、柱間が狭いためである。そのため、神社本殿遺構とSB13の柱間寸法比率では同じものとなるが、視覚的にはSB3神社本殿遺構の庇の方がかなり長く見える。

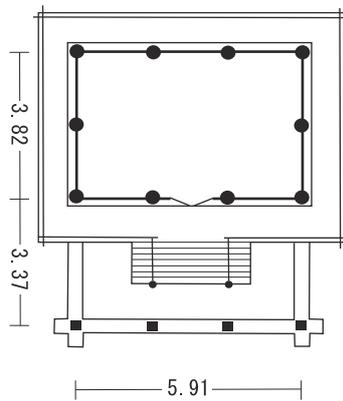
この2点の特徴から、SB3掘立柱建物を三間社流造神社本殿遺構と考えた。1点目の2基の柱穴であるが、このような柱配置を持つ建物の類例を求めると、神社本殿建築形式のひとつである三間社流造があげられる。三間社流造では、2基の柱穴の位置は階段を支える柱(階の親柱)が存在する場所になる。2点目の特徴である庇の長さは、流造の名が表すようにその形態の特徴となる。そもそも流造とは、切妻造りの身舎の正面に庇を設け、正面側の屋根を庇の方へ長く伸ばした状態が流れるようにみえるためその名がつ



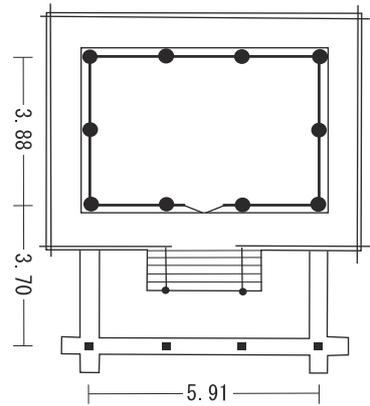
金貝遺跡の庇付掘立柱建物



金貝遺跡 SB3



賀茂別雷神社本殿



賀茂御祖神社東本殿

金貝遺跡神社本殿遺構と上下賀茂社本殿の建物平面比較

いている。これら2点の現存する三間社流造神社本殿との共通点もさることながら、本建物遺構の平面構成が、身舎と庇の配分や階の親柱の位置が若干異なるものの、三間社流造の代表格ともいべき京都の賀茂別雷神社(上賀茂神社)本殿とほぼ同規模となることも注目される。

ただし、現在知られている流造神社本殿と異なる点もある。通常の流造本殿では、井桁に組んだ土台の上に柱を据えて上屋を建て上げる土台建構造となる。それに対してSB3では掘立柱構造となっている。現存する流造本殿では、土台建ておよびそこから進展した礎石建ではあるものの、神明造にみられるような掘立柱構造のものは一切知られていないのである。それではなぜ、流造では本殿を土台の上に建てるのであろうか。土台の効用の一つに建物を移動しやすいという点が指摘されている(稲垣2006)。つまり、流造の土台建ては本殿の移動を前提とした形式と考えられている。この本殿の移動とはどのようなことであろうか。嘉元3年(1305)の『御遷宮日記』に記された賀茂別雷神社本殿の造替記録が参考となる。それによると、遷宮を行うにあたり、旧本殿を取り壊す前に、本殿横にある権殿をまず建て替え、同時に旧本殿の前面に新しい本殿をあらかじめ建てておく。次にご神体を新権殿に移してから、旧本殿を壊し、更地にした後、すぐさま新本殿を旧本殿のあった位置へ引き動かして据え付ける。最後にご神体を新権殿から新本殿へ移して遷宮は終了する。この遷宮のために移動しやすい土台建てになっているものと解釈されている(藤澤2009)。

なお、流造とともに土台建ての本殿形式をとるものに春日造があるが、こちらの場合には本殿が比較的小規模であるため、安定性の確保のために土台建てとなっているものと考えられている。この春日造の中で唯一、掘立柱構造となるものがある。春日大社若宮の御仮殿である。この御仮殿とは、毎年12月に執り行われる「おん祭」にさいして、御旅所の敷地にその都度造営される、その名前が示すとおり仮の殿舎である。金貝遺跡SB3はこのような仮殿であったのであろうか。

金貝遺跡SB3の現地調査では、柱を抜き取った可能性のある柱穴が2基存在するものの、すべての柱穴に認められなかった。この建物が仮殿だとするのであれば、当然祭礼の後には取り壊すであろうから、すべての柱穴に抜き取りの痕跡が存在するはずである。本建物を仮殿とする積極的な根拠もないため、永続性を持つ常設の建物として造営された神社本殿遺構とみて差し支えないと思われる。ただし検出された遺構には、建て替えの痕跡もなく、隣地などに場所を移し、建て替えられた様子も認められない。一時期だけの本殿であったようである。ただし、建て替えに際して掘立柱から土台建へと変えたことも考えられる。この場合、遺構としては建物の自重によって地表面が硬化するな

ど痕跡があるのかもしれないが、基本的には地面の掘り込みなどの痕跡を残さないため、不明といわざるをえない。

なお余談であるが、春日大社若宮の御仮殿は、現在では掘立柱構造となっているが、江戸期の『春日大宮若宮御祭禮図』⁽¹⁾には土台建建物として描かれている。

最後に述べておかなければならないのが、SB3神社本殿遺構の時期である。現地調査において、本建物の柱穴の一つより土師器片が1点だけ出土したが、小片のためこれによって建物の時期を決定し難い。そこで周囲に存在する遺物によってある程度時期の明らかな掘立柱建物を参考とすることとした。詳細は報告書を参照していただきたいが、金貝遺跡とその周辺の遺跡からみつまっている掘立柱建物の主軸方位に注目すると、ほぼ5つに分かれる。そしてこの主軸方位のまとめは、その帰属する時期によっている。SB3神社本殿遺構の主軸方位は、北から西へ32度振っている。これと同じ主軸方位のグループに属する建物は、SB3の南へ100m以上離れた位置でみつまっている掘立柱建物群がこれにあたる。前述したSB13・SB14を含む一群もこの主軸グループとなり、SB3神社本殿遺構の最も近くで検出された同方位グループの建物である。本グループは出土遺物の時期より8世紀後半から9世紀前半に帰属し、中でもSB13・SB14を中心とする掘立柱建物群は8世紀後半の年代が出土遺物より与えられている。以上のことから、SB3神社本殿遺構は、8世紀後半頃に造営されたものと考えられる。

3. 愛知川左岸扇状地の開発

金貝遺跡をはじめ、周辺に立地する野村遺跡・野村北遺跡・小山遺跡(総称して野村地区遺跡群とする)では、8世紀になりはじめて集落が形成される。旧八日市市が位置する愛知川左岸中流域の集落遺跡の動向をまとめた中村智孝によると(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2011)、この地域では6世紀以降になり、本格的に集落遺構が出現する。まずは、野村地区遺跡群の北1km～3kmに立地する建部地区の遺跡群で6世紀から7世紀前半の竪穴住居を中心とする集落が確認されている。これらの集落はいずれも愛知川沿いの自然堤防上に営まれ、下流側の建部下野遺跡では6世紀前半から集落が営まれ始めるのに対して、上流側に位置する川合寺遺跡では6世紀末と遅れるため、自然堤防上を下流側から上流側へと展開していくということである。

7世紀後半になると、建部地区の遺跡群で集落が続くとともに、建部地区背後の段丘上に位置する日吉遺跡では、竪穴住居とともに豪族居館とも考えられている大型掘立柱建物群が確認されている。また新たに建部地区の上流にあたる土位遺跡において7世紀中頃より竪穴住居からなる集落が出現する。そして最後に8世紀となって野村地区遺跡

群が加わる。

このように愛知川左岸中流域の集落遺跡は、下流側から上流側へ、川沿いの自然堤防上や氾濫原から段丘上へと展開しており、集落遺跡出現の時期差は灌漑の容易さに起因するものと考えられる。

次に当該地区の灌漑水路についてみると、筏川と呼ばれる水路が野村地区を横断するように通っている。現在の筏川は、野村より上流の寺町で愛知川から取水し、野村一帯を灌漑し、箕作山南麓の小脇町や西麓の近江八幡市安土町内野辺りまで達する。この筏川は別名「狛井」とも呼ばれ、箕作山南麓に居を構える「狛の長者」なるものが開削したとの伝承がある。また、現在の井堰は寺町にあるが、元応年間(1320年前後)以前にはこれより下流にあったものと推定されている。元応年間に野村などを含む柿御園荘と愛知川右岸に位置する興福寺鯉江荘が、井堰の引水を巡り紛争を起こした。左岸の柿御園荘が鯉江荘より上流に取水堰を新たに設けたことによるものである。具体的な場所は確認されていないが、土位遺跡が立地する駒寺集落付近が想定されている(吉田1983)。

金貝遺跡や周辺の遺跡でも水路とみられる溝が確認されている。金貝遺跡では3条の水路が確認されているが、S25・S214と呼称される水路は奈良時前期代から平安時代前期、現筏川脇で検出したS328水路は平安時代後期に開削されたものとされる。また、金貝遺跡の試掘調査でも水路とみられる溝が確認されている。野村遺跡や野村北遺跡においても奈良時代のものと想定される幅の広い溝が検出されており、当該期には周辺地域に灌漑水路が整えられていた様子がうかがえる。

野村地区遺跡群は愛知川が形成した扇状地上にあり、地下水も深く、礫がちな土壌で水はけもよいため、水田開発も多大な労力が必要となる。つまり、長距離の灌漑水路の開削をもってはじめて開発が可能となり、集落もこれら水路の整備と一体となって出現可能となる。このようなありかたは湖東地域北部の犬上川扇状地においても同様な状況を示している。

金貝遺跡では、奈良時代後半になると、水路S25の南側に前述した比較的大型の掘立柱建物2棟をはじめ11棟の建物が現れる。2時期の建物群が想定されているが、それぞれ、大型掘立柱建物を主屋とし、倉庫や付属屋からなるセットが考えられている。なお、これらの建物群は神社本殿遺構より南東へ約160mに位置するが、この両者の間からは同時代の建物は確認されず、水路S25だけが存在するのみである。前述したように神社本殿遺構とこの建物群は主軸方位をほぼ同じくするが、それだけではなく神社本殿遺構の正面はこの建物群に向いている。つまり両者には密接な繋がりがあったことがうかがえる。

大型掘立柱建物を主屋とする2時期の建物群は、その規

模から周辺の開発主導者に係わる建物群であったと推定され、同時に灌漑水路の管理もおこなっていたものと考えられている。神社本殿遺構もこの建物群が設けられた段階＝開発が整った段階に祀られたものと捉えることができよう。建物群に係わる人物がどのような性格であったのかは不明であるが、金貝遺跡隣接地において明治年間に和同開珎を納めた須恵器壺・土師器甕が出土していること(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2009)や、野村遺跡で8世紀代と考えられる銅製の鉸具が出土している(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2009)など、遺物の面からも有力者が居住していたことがうかがえ、あるいは開発に携わっていた人物に係わるものであった可能性もあろう。

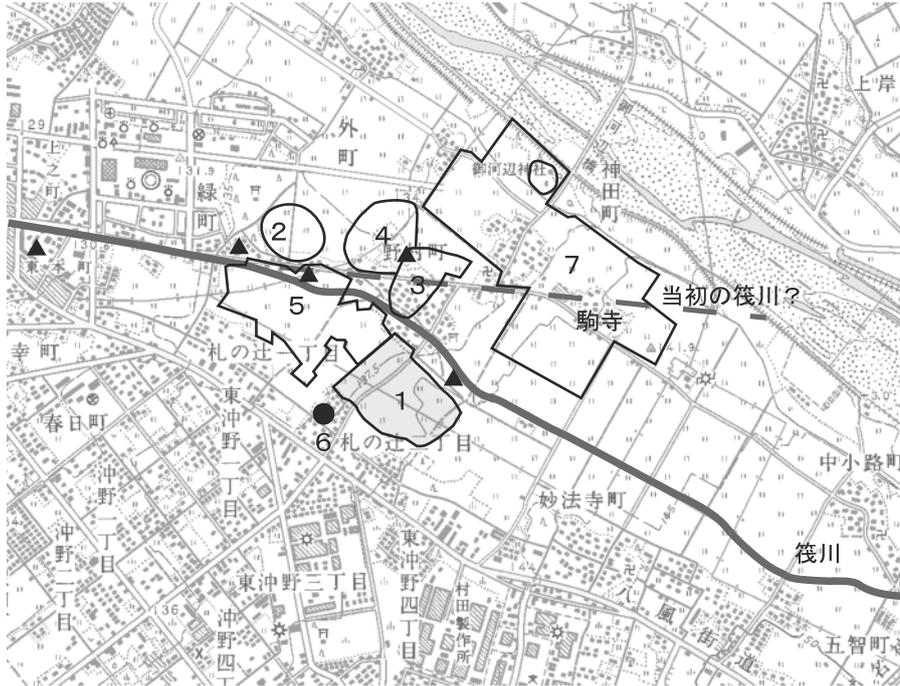
4. 古代の土地開発と神社

野村地区遺跡群では8世紀に入り開発がはじまり、8世紀後半には三間社流造の神社本殿遺構が建てられたことが明らかとなった。そこで次に、古代の土地開発と神社の係わりという点に焦点を当てて考えていきたいと思う。

神社との係わりをみる前に、まずは仏教施設である古代寺院と開発の関係についてみることにする。

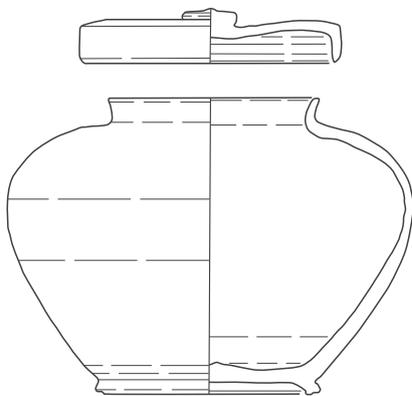
滋賀県内には数多くの古代寺院、とりわけ白鳳寺院が存在しているが、これらの寺院立地を分類し、その選地から造営の背景を探る試みが畑中英二(畑中1996)や梶原義実(梶原2011)により行われている。そのうちの1つのパターンに開発拠点型が設定される。畑中によると、畑田廃寺、八島廃寺、大東廃寺、木流廃寺、益須寺などは、長距離水路から下流域へと分水する要の地に立地しており、これは分水した下流域への調整機能を持つ物として象徴的に存在しているというように宗教的側面より、経済的・政治的性格を強く持った施設と捉えている。梶原も、扇状地を中心に条里地割の中の微高地を選地する愛知郡東部の集中して造営された諸寺を典型例としてあげ、単なるモニュメントや宗教拠点というだけでなく、開発地を寺田の形で確保するという経済的な理由も含まれる可能性を示唆している。また、野洲郡西部や坂田郡北部の諸寺、蒲生郡の宮井廃寺や綺田廃寺もこの型に近いとしている。開発に関わるこのような古代寺院については、扇状地など遅れて開発された地に、長距離水路などの開削を伴って出現したきわめて政治的・経済的施設として捉えることができるようである。

一方、古代の土地開発と仏教について山梨県内の事例をもとに考察した平野修によると(平野1996)、古代の土地開発によってあらたに形成された集落のなかに、仏教的な遺構・遺物が少なからず確認される事例があるという。それらは8世紀から9世紀にかけてのものが圧倒的に多く、いずれも集落形成の初期か、もしくはそれより若干遅れた段階のものとする。このようなものは、前述した開発拠点

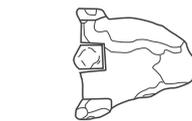
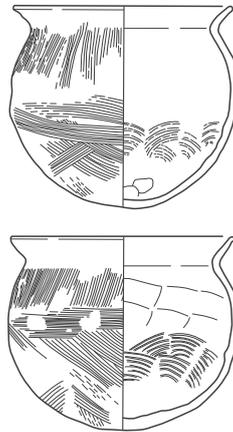


1. 金貝遺跡 2. 小山遺跡 3. 陣屋遺跡 4. 野村北遺跡
 5. 野村遺跡 6. 和同開珎出土地 7. 土位遺跡 ▲水路跡検出地点

金貝遺跡と周辺の遺跡 (1:25,000)

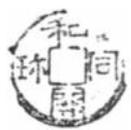


0 10cm
土器 (1:4)



野村遺跡出土の鉸具

0 5cm
鉸具・貨幣 (2:3)



明治年間に出土した和同開珎と土器

野村遺跡群出土の遺物

型寺院とは異なり、梶原は村落内寺院として分類する。

古代の土地開墾と神社については、『常陸国風土記』にみえる夜刀神の話が有名である。箭括氏麻多智という人が新たに谷部の開墾を行うにあたり、夜刀神という土地の神を山へ追い払い、その代わりに神社を設けて祭ったというものである。この夜刀神伝承に関しては多くの研究があるが、藤井豊久は既往の研究を整理した上で、土地開墾と祭祀について論考している(藤井2010)。それによると、地主神である夜刀神を山に追い払い、開墾した箭括氏麻多智の土地開墾は、地主神＝夜刀神から開墾権を得て、自らが夜刀神を祀る「祝」になることによって、夜刀神から譲られた土地、すなわち「神地」を占有し、排他的に開墾を進めることができたとする。麻多智の開墾地も谷の葦原であったことから、夜刀神は地形の「谷戸」に通じ、同時に水系の神でもあると考えられるので、麻多智の開墾は谷の水利権の掌握にもつながる。それらの権利を掌握したのが「祝」の祭祀権。農耕神は夜刀神の伝承にもあるように、開墾にあたっての水系の神であることが多く、その水掛かり地域の地主神であり、首長はその祭祀権を掌握することが多かったとしている。藤井は、たんに開墾地における地主神の祭祀というだけでなく、水利権と祭祀というところまで踏み込んでいる。

水系と祭祀という点では、榎村寛之も「東大寺開田図」では開墾の根源地、多くの場合は水源などに神社が祀られていることに注目している(榎村2008)。また、伊勢国多気郡の式内社を事例に、律令期における開墾と新たな神社の創設を推測し、遅くとも8世紀末から9世紀にかけて、それまでの自然神的類型ではとらえにくい神社が各地で成立し始めていたとしている。「東大寺越中国開田図」神護景雲元年(767)の越中国射水郡鹿田村墾田地図の「榛村并神社」例も伊勢国多気郡の式内社と同じように、新規開墾の開墾神を、国府や荘園領主などの開墾主体が主導して祀った神社と考えている(榎村2005)。

この「東大寺越中国開田図」に記載された神社について、丸山茂は、開田図が墾田の地図であることを前提とすれば、ここに現れている「神社」は、たとえ名称が「土神」であっても開墾の課程で新たに設置されたもので、開墾以前には荒地で、それ以前に存在した神社は無いと推測する。開墾し、人間が定住する課程で土地神を祭る神社が成立したとしている(丸山2001)。

小倉慈司は、「榛村并神社」について天平宝字3年(759)の東大寺越中国諸郡荘園惣券の記載と比較した上で、榛村并神社は荘園とは無関係に従来より存在しており、荘園の一円化にともなってたまたま絵図に記載されたとする。ただし、天平宝字3年の惣券段階では「小家田一町」とのみ記されている場所が、神護景雲元年段階の絵図ではその一町より一段が割かれて「社所」が設けられていることが確

認でき、この8年間の間に「社」が設けられたことがわかるとする。絵図中には墾田以前から存在した神社と、新たに設置された神社の両方が記載されているとのことである(小倉2008)。

以上のように、各研究にしたがえば、新たな土地の開墾・開墾にともない宗教施設が創設されることは、決して特殊なことではなく、ごく普通に行われたものであったと考えられる。寺院や神社には、開墾地内の共同体成員の精神的紐帯という目的もさることながら、祭祀権＝開墾地の掌握という開発者の利権、つまり政治的・経済的側面を多分に持ち合わせていたものと推測される。また、これらの寺院や神社の設置された場所が、水利と密接な関係のある場所が選ばれていることもこれを裏付けよう。

5. まとめ

金貝遺跡で検出された神社本殿遺構と土地開墾との係わりについてまとめる前に、建物遺構として神社本殿が確認された島根県青木遺跡の事例(島根県教育委員会2006)をみることにする。ここでは神社本殿と付帯建物と考えられる掘立柱建物が検出され、出土遺物の検討から神亀3年(726)～天平8年(736)の間に建造され、9世紀前葉頃に周辺の湿地化によりほぼ同時に廃絶し、以後同じ場所での建て替えは認められないという。また、10世紀の木製小神像が調査区北端から出土していることから、神社は調査区の北側へと移転した可能性が高いと考えられている。平石充・松尾充晶によれば(平石・松尾2008)、この青木遺跡では、神社関連の建物を中心とした遺構とともに、水田耕作に関わる祭祀が復元され、遺構存続期間の8・9世紀には、一貫した祭祀のセンター機能とその管理者の存在が認定できるという。また、高階層のもの存在を示すような出土遺物から、調査地周辺に有力者層の居宅の存在が想定され、出雲郡の郡司として現れる「若倭部臣」がその候補と考えられている。さらに青木遺跡を含めた出雲地域における8世紀段階に建築物として神社が成立していた可能性のある3遺跡の共通する要素として5点あげている。①威信材消費。官人層の存在を示す遺物の出土。②庇付の大型建物などを中心とした建物群が近辺に存在。官衙的遺構配置はみられない。③多種多様な手工業生産活動が遺跡内もしくは隣接地で行われている。④文字資料にあわせて定型硯が出土。⑤寺院施設が併設。仏教関連の遺物の出土。以上の点から、これら神社が成立していた可能性のある3遺跡の性格として、公権力と直接関わるものではなく、首長層による権力組織に帰属するものと理解すべきとしている。

このような青木遺跡の成果には、金貝遺跡を理解する上で参考となる点が多くある。金貝遺跡の神社本殿遺構と青木遺跡の神社本殿遺構では成立の背景や本殿形式の違いはあるものの、ともに8世紀代に建造されたこと、一時期だ

けのもので同じ場所での建て替えは認められないことなどの共通点も見いだせる。さらに出雲地域であげた3遺跡の共通点と比べると、①では、和同開珎を納めた須恵器壺・土師器甕の出土や野村遺跡での銅製鉸具の出土。②では、SB13・SB14といった庇付大型掘立柱建物の存在。③では、庇付大型掘立柱建物付近で鍛冶を行っていた形跡がある。④について、金貝遺跡では当該期の文字資料や定型硯は出土していないが、隣接する野村北遺跡では円面硯が出土している(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2009)。⑤の寺院、仏教関連遺物について、金貝遺跡を含む野村遺跡群では確認されていない。

このようにみると、野村遺跡群には有力者層が存在し、それを中心に展開する遺跡であり、当地の開発主体であったその有力者層によって三間社流造の神社本殿遺構が建造されたものであろう。また、神社が設置された場所は、灌漑水路と想定される水路S25に近く、両者に密接な繋がりのあったことが想起される。前項でみたように開発者による水利権の掌握という意味もあったかもしれない。金貝遺跡で確認された神社は、けっして信仰対象があって成立したのではなく、神社の設置自体が水利権の掌握・土地の占有など政治的・経済的目的にかなった行為であったのであろう。榎村のいう「自然神的類型ではとらえにくい神社」(榎村2005)、小倉のいう設置場所の一義的な理由が「信仰対象地そのもの」や「信仰対象に臨んで選地された場所」ではない「他の要因に規制された場所」(小倉2008)に該当しよう。なお、神社本殿遺構が、集落形成(開発)初期の一時期だけで、同じ場所での建て替えが確認されないという事象は、開発も軌道に乗り、水利権の掌握や土地の占有も確実なものとなったことから、その象徴性も次第に薄れていって、建て替える必要性も無くなったものかもしれない。

最後に問題点を3点あげたい。1点目として、この神社本殿を建造した開発主体が問題となる。筆者は、報告書の中で天平19年(747)『大安寺伽藍縁起并流記資材帳』にある「神前郡一処柿御園荘」という一文をあげ、大安寺との係わりも想定した。しかし、後になって「神前郡一処柿御園荘」という文言は誤りで、「近江国六処」のうちに「神前郡一処」とあるだけで、「柿御園荘」の文言はないということを知った。誤りの原因はたんなる孫引きによるものである。つまり、野村地区周辺を荘域とする柿御園荘は、奈良時代にはまだ確認できないばかりか、大安寺との係わりも無い。大安寺は神前郡に荘園を一処所有していたものの、場所も荘名も不明である。この誤りについては『金貝遺跡』のみならず『野村遺跡』や『野村北遺跡・小山遺跡・陣屋遺跡』の報告書本文中でも犯してしまっているので、この場を借りて訂正したい。

金貝遺跡に神社本殿を建造した開発主体として、大安寺の可能性は皆無ではないが、極めて低いものとなった。も

う一つ可能性として考えられるのが「狛の長者」である。詳細については割愛するが、調査地周辺を含む旧八日市市帯には、この「狛の長者」に関する伝承が広く分布している。金貝遺跡近辺にも灌漑水路の「狛井」、駒寺集落の「高麗寺」と関連伝承が残る。推測の域を出ないが、この人物に仮託された有力者が、扇状地上の開発を推し進め、神社本殿を建造した可能性も考えられよう。

2点目として、神社にはどのような神を祭ったのかということが問題となる。前項で確認した各論考では、「地主神」「土地神」「開発神」という語が用いられている。地主神と土地神は同義とみて差し支えないが、開発神については地主神とは異なり、その土地に従来から結びついた神ではなく、開発のために勧請した神、あるいは新たに創出した神ととらえることができる。遺跡からみつかった神社に祭られた神を想定することは極めて困難であり、「地主神」「土地神」「開発神」とまでは確定できるものではない。

なお、これまで述べてきた土地開発に伴う神社の設置という点からすると趣が異なるかもしれないが、興味深い論考が平川南によってなされている(平川2003)。氏によると、考古資料や文献史料に確認される「内神」は、戊亥隅信仰に通じ、現存資料によるかぎりでは、諸官衙の戊亥(西北)隅に神を祀ることは、時期的には郡衙が8世紀と先行し、9世紀以降形式化された形で、中央官司や国府、貴族の邸宅内にも規模の小さい神殿が安置されたとする。なお、荘園についても、藤原宮廃絶後にその地に営まれた荘園「宮所庄」内にも祀られていた可能性を指摘している。金貝遺跡の神社に祀られた神を「内神」とするには多々問題もあるかもしれないが、神社を設置した開発主体＝祭祀主体に係わる建物が、庇付大型掘立柱建物とそれに付随する建物群と考えられることからすると、それら建物群の北西(戊亥)方向に神社が配置されていることは、祀られた神を想定するうえで何らかの参考になるかもしれない。

3点目として、どうして金貝遺跡において三間社流造の本殿形式が採択されたのか、また、平面規模が賀茂別雷神社(上賀茂神社)本殿とほぼ同規模となるのか、土台建構造でなく掘立柱構造なのかということが問題となる。流造本殿は奈良時代に創始された本殿形式とされている(三浦2013)ので時期的には問題ないが、これらの点については、いまだ解答はおろか糸口も見出せていない。そのため、今後の検討課題としておきたい。

註

- (1) 『春日大宮若宮御祭禮図』については、神道大系編纂会(1985)『神道大系 神社編』13にも収められているが、愛媛大学図書館のホームページでも閲覧することができる。

(<http://www.lib.ehime-u.ac.jp/SUZUKA/251/index.html>)

古代の開発と神社本殿遺構（内田保之）

文献(著者名・刊行機関名50音順、刊行年順)

- 稲垣栄三(2006)「神社と霊廟」ほか『稲垣栄三著作集1 神社建築史研究Ⅰ』中央公論美術出版
- 榎村寛之(2005)「律令祭祀の地域的展開と地方支配－島根県青木遺跡の史的展開」『祭祀研究』第4号、祭祀史料研究会
- 榎村寛之(2008)『古代の都と神々』吉川弘文館、119頁
- 小倉慈司(2008)「古代在地社会における「神社」の存在形態と青木遺跡」『國史學』第194号、国史学会
- 梶原義実(2011)「古代寺院の選地に関する考察－近江地域を題材として－」『考古学雑誌』第95巻4号、日本考古学会
- 黒田龍二(2010)「掘立柱建物SB3の建築史的考察」『金貝遺跡』滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会
- 黒田龍二(2013)「古墳時代から律令時代における神社成立の諸相」『古代文化』第65巻3号、公益財団法人古代学協会
- 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会(2009)『野村遺跡』
- 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会(2009)『野村北遺跡・小山遺跡・陣屋遺跡』
- 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会(2010)『金貝遺跡』
- 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会(2011)『金貝遺跡』
- 島根県教育委員会(2006)『青木遺跡Ⅱ』
- 畑中英二(1996)「古代における琵琶湖の湖上交通についての予察」『紀要』第9号、財団法人滋賀県文化財保護協会
- 平石充・松尾充晶(2008)「青木遺跡と地域社会」『國史學』第194号、国史学会
- 平川南(2003)「古代の内神」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館
- 平野修(1996)「古代仏教と土地開発－山梨県内の事例から－」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第7集、帝京大学山梨文化財研究所
- 藤澤彰(2009)「神社本殿の建築的特質」『國學院大學研究開発推進機構紀要』第1号、國學院大學研究開発推進機構
- 丸山茂(2001)「神社建築形成過程における官社制の意義について」『神社建築史論－古代王権と祭祀』中央公論美術出版
- 三浦正幸(2013)『神社の本殿』吉川弘文館、62頁
- 吉田敏弘(1983)「蒲生野の開発と荘園」『八日市市史』第2巻、八日市市

【編集後記】

本号は、縄文時代から近代までの、埋蔵文化財やその資料管理、建造物など、文化財にかかわる日頃の研究成果の集成、論考の再評価、等となっており、幅広い時期と事物を対象とした豊富な内容となりました。

本書が、文化財の保護と調査・研究の進展のため、広く活用されることを願います。
(編集担当)

平成26年（2014年）3月31日

紀 要 第 27 号

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会
520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1732-2
(TEL) 077-548-9780 / (FAX)077-543-1525
e-mail: mail@shiga-bunkazai.jp
<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：マルキ印刷株式会社